

SSRI

Give me a break !

ちょっと一言

「自衛隊を憲法に明記する」憲法改正には疑問

藤岡智和

安倍首相が提唱する「自衛隊を憲法に明記する」憲法改正には疑問がある。

今更憲法に「自衛隊」を明記しなくても、自衛隊は立派に存在している。 憲法 9 条の制約と言うことで装備の種類が一部制約されているのは問題であるが、それよりもっと重大なのが現憲法にある「交戦権の否定」である。

交戦権が否定された自衛隊はどのように高度で高性能な装備を持っても、その使用に必要な「交戦規定」がない。 武器の使用だけでなく部隊の運用も「交戦権」としての活動が認められていないのである。

勿論「武力の放棄」を改訂しない限り交戦権を云々できないが、ここで中途半端な憲法改正をすると、今後「現憲法は GHQ の押しつけ」論は通用なくなり、国民投票で国民が合意したことになり、今後に大きな禍根を残すことになる。

防衛庁の省昇格も「防衛省」などという妙な名前になったため、今後はよほどのことがない限り「国防省」にはなれないであろう。 英語名では **Ministry of Defense** と表記されていて、海外については「国防省」と訳しているのに、日本については「防衛省」訳さなければならない矛盾は、一旦「防衛省」としてしまった以上変えることはできないであろう。（2018 年 6 月 9 日）